

69 捕鯨対策

【5,062(5,064)百万円】

対策のポイント

ICJ判決を踏まえた新南極海鯨類科学調査計画に基づく鯨類捕獲調査等を安定的かつ継続的に実施するため、新たな支援体制の構築を行います。また、来るべき商業捕鯨の再開に向け、捕鯨文化等を継承するために鯨関係情報の発信を行います。

<背景/課題>

- 南極海における鯨類捕獲調査については、平成26年3月の国際司法裁判所(ICJ)の判決を踏まえた「新南極海鯨類科学調査計画(NEWREP-A)」を同年11月に国際捕鯨委員会(IWC)に提出し、現在、この新調査計画の下で鯨類調査を行うこととしています。
- 南極海における鯨類捕獲調査について、ICJの判決等を踏まえ、調査対象海域や調査日数(船舶用船費)を増やし、非致命的調査に係る検証・分析を充実させる必要があります。
- ICJの判決は、南極海における調査捕鯨に対するものですが、我が国沿岸域における調査捕鯨についても、当該判決を踏まえた非致命的調査の充実等を盛り込んだ新たな調査計画を策定し、平成29年度から新たな調査計画に基づき、調査を実施する必要があります。
- このため、南極海を含めた鯨類調査を安定的かつ継続的に実施するためには、新たな調査支援体制を構築することが急務となっています。

政策目標

国際捕鯨委員会(IWC)の商業捕鯨一時停止(モラトリアム)の見直しに必要な科学的知見の収集

<主な内容>

1. 鯨類捕獲調査円滑化等対策 3,870(4,392)百万円

鯨類捕獲調査を引き続き確実に実施するために必要な経費を支援します。
特に調査対象海域や調査日数の増加に伴い必要となる安全対策を実施します。

事務費	206(208)百万円
鯨類捕獲調査円滑化事業費	2,367(1,934)百万円
	補助率：定額
事業実施主体：一般財団法人	日本鯨類研究所
鯨類資源持続的利用支援調査事業(基金)	1,296(2,250)百万円
	補助率：定額
事業実施主体：特定非営利活動法人	水産業・漁村活性化推進機構
調査実施主体：一般財団法人	日本鯨類研究所

2. 鯨類資源等持続的利用国際推進事業 341(一)百万円

鯨類等水産資源の持続的利用を推進するため、我が国の立場に対する支持国拡大と関係国との連携強化に係る取組を実施します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

3. 鯨資源調査等対策推進費 346(346)百万円

北太平洋において鯨類資源に関する目視調査等を実施するとともに、違法鯨肉の国内流通を防止するための調査を実施します。

委託費
委託先：民間団体等

4. 日本沿岸域鯨類調査事業 506(286)百万円

我が国沿岸域において、非致命的手法を含む鯨類捕獲調査を継続して実施することにより、商業捕鯨の再開に向けた科学的な情報を収集します。

補助率：定額、1/2
事業実施主体：民間団体等

[お問い合わせ先：水産庁国際課 (03-3502-2443)]

捕鯨対策

【平成29年度予算概算要求額:5,062 (5,064) 百万円】

対策のポイント

I C J 判決を踏まえた新南極海鯨類科学調査計画に基づき鯨類捕獲調査等を安定的かつ継続的に実施するため、新たな支援体制を構築。また、来るべき商業捕鯨の再開に向け、捕鯨文化等を継承するために鯨関係情報を発信。

